

第4章

第三次実施計画の基本的な考え方

第4章 第三次実施計画の基本的な考え方

第三次実施計画は、特別支援教育のより一層の充実に期待する幼児・児童・生徒や保護者、都民のニーズにこたえるため、第一次・第二次実施計画の成果や課題、障害のある子供の教育をめぐる状況の変化、国や社会の動向等を踏まえた今日的な教育課題に適切に対応すべく、これからの都における特別支援教育推進の方向性と具体的取組を示すものです。

1 第三次実施計画策定の経緯

都教育委員会は、平成16年11月に「東京都特別支援教育推進計画」を策定しました。

その後、国においては、平成17年4月の「発達障害者支援法」の施行、平成18年4月の「学校教育法施行規則」の一部改正（通級指導の対象者の整理・拡大と年間授業時数の弾力化）等を経て、平成19年4月施行の「学校教育法」の改正において、盲・ろう・養護学校を特別支援学校として一本化することや、幼稚園、小・中学校、高等学校等において発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒に対して適切な教育を行うことが規定されました。

また、平成20年3月に告示された幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領、翌年3月に告示された高等学校の学習指導要領においても、特別支援教育に係る内容として、「学校全体で特別支援教育に取り組むための校内支援体制の整備」、「一人一人の実態等に応じた指導の充実」、「交流及び共同学習の推進」が示されました。そして、平成21年3月には特別支援学校学習指導要領の改訂が告示され、「障害の重度・重複化、多様化への対応」、「一人一人に応じた指導の充実」、「自立と社会参加に向けた職業教育の充実」、「交流及び共同学習の推進」が主な内容として示されています。

近年、特別支援教育に対する理解の進展や関係する制度の改正等に伴い、都立知的障害特別支援学校や小・中学校の知的障害特別支援学級においては在籍者が著しく増加し、小・中学校や都立高等学校等では通常の学級に在籍する発達障害児に対する支援の充実が急務となっています。とりわけ発達障害の児童・生徒の支援に当たっては、早期発見・早期支援の重要性に考慮し、各自治体では教育部局のみならず、福祉や保健部局等においても関係する事業が積極的に展開されています。

こうした中、都教育委員会としては、都立知的障害特別支援学校や小・中学校の知的障害特別支援学級及び情緒障害等通級指導学級の在籍者の増加に対応する学校(学級)の規模と配置の適正化、小・中学校における支援体制の整備と適切な就学の推進は、第三次実施計画における極めて重要な対応課題であると考えています。

そこで、都教育委員会では、障害のある幼児・児童・生徒の教育をめぐる今日的な課題や社会のニーズに適切に対応し、幼児・児童・生徒や保護者、都民の期待にこたえることのできる特別支援教育の充実・発展を期して第三次実施計画を策定しました。

なお、今後、本計画の実施に当たっては、計画期間内においても幼児・児童・生徒数の推移や取り巻く環境の変化などを適切に判断し、適宜、必要な計画内容の見直しを図ります。

2 第三次実施計画策定の基本的な考え方

(1) すべての学校で実施する特別支援教育の推進

第三次実施計画においては、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の障害の種類や程度に応じ

た専門的な教育を行い、幼児・児童・生徒一人一人の成長・発達を最大限に伸ばせる教育環境の更なる整備・充実に努めます。

小・中学校、都立高等学校等に在籍する発達障害の児童・生徒への支援も含め、通常の学級、特別支援学級（固定学級、通級指導学級）特別支援学校の役割分担を明確にした特別支援教育体制を全都的な視点に立って構築するとともに、適切な就学の推進と教育内容・方法の充実に図ります。

（２） つながりをお大切にした特別支援教育の推進

第三次実施計画においては、障害の種類と程度に応じて専門的な教育を受けることのできる教育環境の整備と適切な就学の推進をお大切にしながら、障害のある幼児・児童・生徒一人一人のニーズに応じて適切な指導と必要な支援を行うことができるよう、関係者及び関係機関のより一層の連携強化に努めます。

そのため、個別の教育支援計画の作成と活用による一貫性のある支援の充実や、特別支援学校のセンター的機能を活用した地域支援の充実など、障害のある幼児・児童・生徒一人一人に関わる人々や学校、関係機関のつながりを大切にした特別支援教育を推進します。

（３） 自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進

都教育委員会は、自立と社会参加に必要な知識・技能や働く意欲などを育てることは学校教育の使命であり、障害のある人々の自立と社会参加は共生社会の実現に向けて重要な意義をもつと考えます。

第三次実施計画においては、第一次・第二次実施計画の成果等を踏まえ、職業教育や進路指導・就労支援の充実に向けた教育環境の整備等、障害のある児童・生徒の将来の自立と社会参加に向けた取組を一層推進します。

3 第三次実施計画の基本的な方向

（１） 都立特別支援学校における個に応じた指導と支援の充実

- ・ 自閉症の特性に応じた教育実践を通じて得られた知見をもとに、学習（校内）環境の整備や普通学級及び重度・重複学級への成果の普及に努めます。また、高等部に在籍する自閉症の生徒に対する教育内容・方法の在り方について研究していきます。
- ・ 知的障害のある児童・生徒の教育内容・方法の充実に図るため、教科別の指導等の充実に向けた研究・開発、高等部普通科における教育課程の類型化の推進、障害が中・重度の生徒のキャリア教育・職業教育の充実などに努めます。
- ・ 障害が重複する児童・生徒の教育内容・方法の充実に図るため、複数の障害教育部門を併置する学校を中心に、これまでの教育実践の成果検証も含めて教育課程の研究・開発を行います。
- ・ 都立肢体不自由特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の重度・重複化に適切に対応するため、外部専門家（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）や外部人材（介護の専門家、看護師）の導入による教育内容・方法の充実に図ります。
- ・ 病気で入院している児童・生徒の学ぶ意欲にこたえるため、病院内教育の充実の方策について研究・開発を進めます。

(2) 都立特別支援学校の適正な規模と配置

- ・ 都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応できるよう、都立特別支援学校の規模と配置の適正化を図ります。
- ・ 都立特別支援学校で学ぶ幼児・児童・生徒のニーズに適切に対応できるよう、聴覚障害部門と知的障害教育部門を併置する学校の設置、病弱教育の再編などを進めます。
- ・ 都立知的障害特別支援学校の再編整備に当たっては、都立高等学校の跡地の活用、都立有地の活用、肢体不自由特別支援学校等との教育部門の併置化、学部の改編、増改築の実施、通学区域の調整等の対応策を講じることにより、規模と配置の適正化に努めます。
- ・ 寄宿舎については、第一次実施計画に基づいて改正した入舎基準により、通学困難な児童・生徒を受入れ、引き続き規模と配置の適正化を進めます。

(3) 区市町村における特別支援教育推進体制の整備

- ・ 小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援を充実させるため、すべての小・中学校に「特別支援教室」を設置する構想を進めます。
- ・ 特別支援教室構想の実現に向けては、複数年をかけてモデル事業（小学校対象）を実施し、課題の検証等を行った上で順次導入を図ります。
- ・ あわせて、自閉症・情緒障害特別支援学級（以下「自閉症・情緒障害学級」という。）（固定学級）の計画的な設置を推進し、通常の学級、特別支援教室、通級指導学級、固定学級の役割分担を明確にした「重層的な支援体制」を整備します。
- ・ 重層的な支援体制の整備に向けて、自閉症・情緒障害学級（固定学級）、情緒障害等通級指導学級の教育課程の研究・開発を進めます。
- ・ 都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、地域の知的障害特別支援学級の教育内容・方法の充実を支援します。

(4) 都立高等学校等における特別支援教育推進体制の整備

- ・ 職層研修の充実等により、特別支援教育に関する理解啓発を進めます。
- ・ チャレンジスクール等には特別な支援を必要とする生徒が相当程度在籍していると推測されることから、これらの学校の中からモデル校を指定し、人的配置を行うなどして、進路指導体制の充実や特別支援教育コーディネーターの機能強化を図ります。
- ・ 心理の専門家等による相談支援体制の整備を進めます。
- ・ 都立高等学校等における個に応じた指導を充実させるために、個別指導計画等に基づく指導と支援を充実させていきます。

(5) 特別支援教育を推進する教育諸条件及び支援体制の整備・充実

- ・ 特別支援教育を推進する専門性の高い人材を育成するため、人材の育成と確保のシステムの在り方について検討するとともに、教員の専門性の向上を図る研究・研修の充実、教員の人事交流の促進等を図ります。
- ・ 複数の障害教育部門を併置する学校の管理・運営の在り方の検討など、保護者や都民に信頼される都立特別支援学校の経営支援に努めます。
- ・ エリア・ネットワークの機能強化、副籍制度の一層の充実、関係機関の連携による早期支援

体制の整備、職業的な自立を推進する就労支援体制の整備など、教育、福祉、医療、保健、労働等の関係機関との積極的な連携を進めます。

- ・ 学校関係者や保護者、都民を対象とした理解啓発事業、理解啓発リーフレット等の作成・配布、情報提供・相談システムの整備、学校公開の充実など、特別支援教育に関する理解啓発活動を一層充実します。

ⁱ チャレンジスクール

小・中学校での不登校や高等学校での中途退学を経験した生徒など、これまで能力や適性を十分に生かしきれなかった生徒が、自分の目標を見つけ、それに向かってチャレンジすることを支援する学校。都立桐ヶ丘高等学校、都立世田谷泉高等学校、都立大江戸高等学校、都立六本木高等学校、都立稔ヶ丘高等学校がある。

4 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の体系図





